

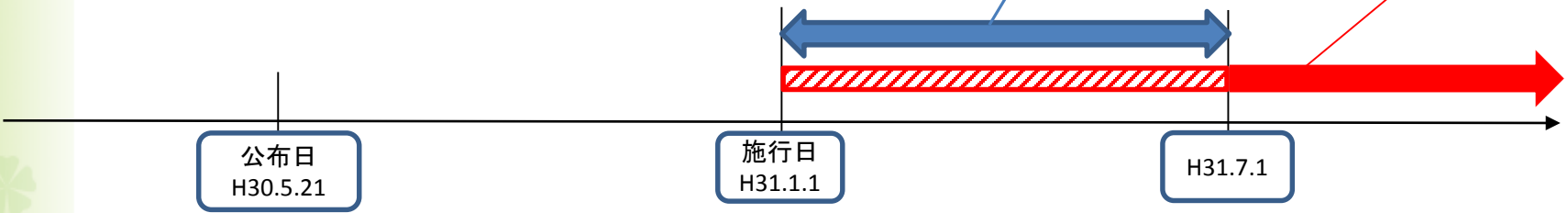
# 経過措置の考え方

## 基礎項目評価書

### ① リスク対策

「IV. リスク対策」の含まれない施行前の様式により、評価書が公表されていても構わない期間

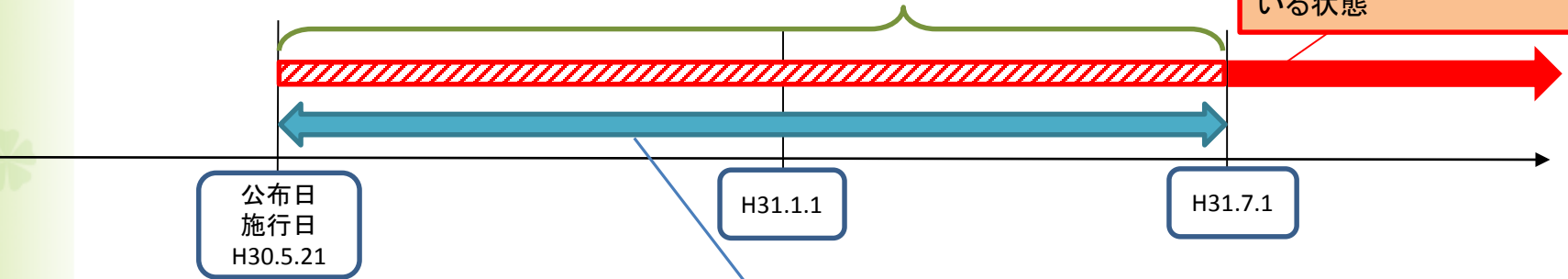
「IV. リスク対策」が含まれる評価書が必ず公表されている状態



### ② 所属長の役職名

所属長の役職名及び氏名に変更があった場合は、「所属長」から「所属長の役職名」に変更された様式を使用し、評価を実施

「所属長の役職名」に変更された様式により必ず評価書が公表されている状態



所属長の役職名及び氏名に変更がない限り、施行前の様式において、「所属長」欄に所属長の氏名を記載したまま公表されていても構わない期間

# 経過措置の考え方

## 重点項目・全項目評価書

### ○所属長の役職名

